

## 豊中市中央安全衛生委員会情報機器特別委員会設置要綱

### (設置)

第1条 豊中市中央安全衛生委員会設置規則第8条の規定に基づき、豊中市中央安全衛生委員会に情報機器特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、情報機器作業に従事若しくは従事しようとする職員の安全衛生に関する事項についての専門的な調査研究及びこれに関する点検を行い、その結果を豊中市中央安全衛生委員会に報告しなければならない。

### (組織)

第3条 委員会は、委員27人で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員のうち14人は、別表に掲げる者をもって充てる。
- (2) 委員のうち13人は、豊中市労働組合連合会の推薦に基づく者をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会の職務を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を処理する。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を出席させて説明または意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務は、都市経営部デジタル戦略課で処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、所掌事務及び組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、昭和62年10月1日から実施する。

この要綱は、平成8年2月28日から実施する。

この要綱は、平成8年4月30日から実施する。

この要綱は、平成10年 3月 6日から実施する。  
この要綱は、平成10年 7月 6日から実施する。  
この要綱は、平成13年 7月 6日から実施する。  
この要綱は、平成14年 5月 1日から実施する。  
この要綱は、平成15年 6月 3日から実施する。  
この要綱は、平成16年 4月21日から実施する。  
この要綱は、平成18年 4月19日から実施する。  
この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、令和4年1月14日から実施し、令和2年10月1日から適用する。  
この要綱は、令和5年 4月 1日から実施する。

#### 別表

都市経営部デジタル戦略課長 財務部税務管理課長 財務部資産管理課長 市民協働部市民課長 福祉部地域共生課長 環境部減量推進課長 都市基盤部交通政策課長 市立豊中病院事務局総務課長 教育委員会教育総務課長 上下水道局経営部総務課長 豊中市伊丹市クリーンランド事務局総務課主幹 都市計画推進部住宅課長 消防局消防総務課長 こども未来部こども政策課長